

宝塚市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの利用促進を図るための「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」の実施のために必要な事項を定める。

2 前項に定める事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者（以下「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担額軽減制度事業を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって低所得者の生活の安定と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月、5月及び6月においては前年度）における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯
- (3) 区分支給限度基準 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額
- (4) 介護福祉施設サービス 法第8条第25項に規定する介護老人福祉施設サービス
- (5) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (6) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護
- (7) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (8) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (9) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (12) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (13) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (14) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (15) 定期巡回・随時対応訪問介護看護 法第8条15項に規定する定期巡回・随時対応訪問介護看護

- (16) 複合型サービス 法第8条23項に規定する複合型サービス
- (17) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者
- (18) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。
- (19) 居住費 滞在費及び宿泊費 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の他、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護予防短期入所生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護における居住等に要する費用。生活保護受給者については、個室における居住費、滞在費及び宿泊費の全額の費用。
- (20) 食費 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の他、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護における食事に要する費用。

第2章 生計困難者に対する利用者負担の軽減

(対象者)

第3条 法第1条第2項に規定する軽減対象者は、市民税世帯非課税であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認める者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き同条第1項各号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

(軽減法人等)

第4条 法第1条第2項に規定する軽減法人等は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人であって当事業に係る利用者負担等の軽減を行うことを当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び市町村長

に対してその旨の申し出を行ったもの。

- (2) 社会福祉法人以外の法人であって、軽減対象となる介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行うことを他市町村長が特に認めたもの。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 軽減対象者が利用者負担等の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下この章において「対象サービス」という。)は、前条に規定する軽減法人等が行う次のサービス(第2号から第9号まで及び第11号から第17号までのサービスにあっては区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (6) 夜間対応型訪問介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 地域密着型通所介護
- (9) 小規模多機能型居宅介護
- (10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護
- (12) 介護予防訪問介護
- (13) 介護予防通所介護
- (14) 介護予防短期入所生活介護
- (15) 介護予防認知症対応型通所介護
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)

- 2 軽減の対象とする費用及び軽減割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(適用除外)

第6条 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減の対象としない。ただし、ユニット型個室の居住費の特定負担限度額については対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費の負担限度額に限り軽減の対象とする。

- 2 法第69条の規定により、給付額減額措置を受ける者については、前条第1項各号に規定する対象サービスに係る利用者負担額の軽減は行わない。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、軽減の対象としない。
- 4 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費に該当しない者については、利用者負担額に限り軽減の対象とする。

(介護保険制度における高額介護サービス費等との適用関係)

第7条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

- 2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(実施主体の拡大及び情報提供)

第8条 事業実施主体については社会福祉法人による実施が基本であるが、市の判断により、県と協議の上、社会福祉事業を営む他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。

- 2 介護保険給付外負担については低所得者に対する十分な配慮が不可欠であり、市は指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するべく働きかけるものとする。

3 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、所轄庁から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに、要介護被保険者等、居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第9条 第3条に規定する対象者(以下「申請者」という。)は、「社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書」(様式第1号)に、別に定める必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、第3条に掲げる軽減対象者の該当の有無を審査決定の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者については、決定通知書と併せて「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第3号)(以下「確認証」という。)を交付する。
- 3 第1項の軽減対象者の該当の有無の確認に当たっては、第9条第1項の申請書の提出が行われた日(以下「申請日」という。)において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の課税状況により行うものとする。
- 4 軽減の確認は、申請日の属する月の初日に遡って効力を有する。

(有効期限)

第11条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分から7月分の対象サービスの利用者負担に係る減免につき4月1日から7月31日まで申請があったものについては、当該年度の7月31日までとする。

(確認証の返還)

第12条 確認証の交付を受けた者が、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき及び本市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合は、当該確認証をすみやかに返還しなければならない。

(利用)

第13条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中等であらかじめ提示することができない場合は、申請手続き中である旨又はすみやかに申請を行う旨を申し出るとともに、軽減事業者等の承認を受けた場合は、確認証が交付された後すみやかに提示するものとする。

(利用者負担)

第14条 軽減対象者は、対象サービスを行う軽減事業所等に対し、確認証に記載された軽減内容に基づき、利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第15条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するように求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第16条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。ただし、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も実施方法は第4条に規定するとおりとする。

第2章 雑則

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

別表(第5条関係)

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額、食費及び居住費	1/4 (高齢福祉年金受給者は1/2)
訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	利用者負担額	
通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費	

